

宗 教 法 学 会 会 則

制定 昭和55年10月25日

改正 平成5年6月19日 (第26回総会)

改正 平成8年11月16日 (第33回総会)

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、宗教学学会 (Association of the Religious Law : 略称 A R L) と称する。

第 2 条 本会の事務局は、理事会の定める所に置く。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本会は、一切の政治的、宗教的立場を離れて宗教法に関する研究・討論を行ない、法学の進歩に寄与することを、目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 普通会員による研究発表会の開催
- (2) 機関誌および研究上の出版物の刊行
- (3) 賛助会員のための研究会等の開催
- (4) その他理事会が適当と認めた事業

第 3 章 会 員

第 5 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 宗教法の研究者で、理事会の承認を得た者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛成し、その事業を賛助する団体または個人で、理事会の承認を得た者

第 6 条 本会の発展に著しく寄与した者は、理事会の推薦にもとづき、総会の承認を得て、名誉会員にすることができる。

2 名誉会員は、普通会員と同等の権利を有するものとする。

第 7 条 普通会員および賛助会員は、理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りでない。

第 8 条 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本会の機関誌の頒布を受け、また第4条第3号に規定する研究会その他の事業に参加することができる。

第 9 条 会員は次の事由により、その資格を失う。

- (1) 本人が退会を届出たとき
- (2) 会費の滞納により、理事会が退会を決定したとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、その他会員たるに相応しくない行為をしたことにより、理事会が除名を決定したとき

第 4 章 機 関

第 10 条 本会に普通会員による総会 (通常総会、臨時総会) をおく。

2 総会は本会則所定の事項、その他理事長が付議する事項を審議する。

3 総会の決定は、出席会員の過半数の賛成による。ただし、本会則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

第 11 条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 若干名 内1名を理事長とする。
- (2) 監事 若干名

- 第 12 条 2 理事および監事は、總會において選任する。
理事および監事の任期は、次のとおりとする。ただし重任を妨げない。
- (1) 理事 3年
(2) 監事 3年
- 第 13 条 理事長は、理事会において互選する。
- 第 14 条 2 理事長は、理事のうちから常務理事若干名を指名する。
理事長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 第 15 条 2 理事長に故障のある場合には、あらかじめ理事長の定めた常務理事が、その職務を代行する。
理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 第 16 条 2 常務理事は、常務を執行する。
本会と利益相反する事項については、理事は理事会における議決権を有せず、また理事長は代表権をも有しない。
- 第 17 条 2 前項の事項については、監事の互選によって定められた者が代ってその権利を行使する。
監事は、会計および会務執行の状況を監査する。
- 第 18 条 理事長は、毎年1回通常總會を招集しなければならない。
- 第 19 条 2 理事長は、当該年度の予算、事業計画、および前年度の決算、事業報告を總會に提案、報告し、その承認を得なければならない。
理事長は、必要があると認めるときは、何時でも、臨時總會を招集することができる。
2 普通会员の5分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、理事長は臨時總會を招集しなければならない。

第 5 章 会 計

- 第 20 条 本会の経費は、会員の会費、寄付金、その他の取入をもってあてる。
- 第 21 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第 6 章 会則の変更および解散

- 第 22 条 本会則の変更には、普通会员の2分の1以上が出席する總會において、出席会員の3分の2以上の賛成を要する。
- 第 23 条 本会の解散には、理事会または5分の1以上の普通会员の提案にもとづき、普通会员の2分の1以上が出席する總會において、出席会員の3分の2以上の賛成を要する。
- 第 24 条 本会が解散した場合の残余財産は、總會の決定にしたがい、第3条と同一の目的を有する研究機関に寄付するものとする。

付 則

- 1 この会則は昭和55年10月25日から施行する。
- 2 本会の初会計年度は、本会則施行の日から昭和56年4月30日までとする。
- 3 この会則は、平成5年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成9年4月1日から施行する。